住民避難により区費の集金ができなくなった旧警戒区域内の行政区について、原発事故時点で支出があった平成23年度の費用相当額(区費回収不能に伴う損害)、平成24年度以降の会議開催のための交通費増加費用等(原発事故に伴う追加的費用)が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人大字X区(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 損害項目
- (1) 区費回収不能による損害
- (2) 追加的費用
- 2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成25年5月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金1,281,952円の支払義務があることを認める。 (内訳)

(1) 区費回収不能による損害

267,935円

(2) 追加的費用

1,014,017円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月3日

(仲介委員 上妻英一郎)